

## 膝関節の動揺と後遺障害の関係に関する判例比較

平成29年2月13日

片山輝伸

### 第1 事案の概要

① H25. ■	信号のある交差点において、直進していたXさん運転のバイクと、右折してきた普通自動車とが衝突。 救急車で運ばれ、A病院に入院。 後に、B病院に転院。
② H28. ■	症状固定。 左膝動揺関節により日常生活上硬性装具が必要。 硬性装具がなければ、膝が崩れて転倒する。
③ H28. ■	後遺障害等級は、併合14級。 左膝動揺関節が後遺障害認定されず。
④ H28. ■	相談のため来所。 異議申立ての準備。
⑤ H28. ■	B病院の主治医と面談。 意見書の作成に協力していただけることになった。

### 第2 後遺障害等級の検討 (別紙)

- 1 8級7号 : 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの
- 2 10級11号 : 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの
- 3 12級7号 : 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの

以上